

令和 7 年度「学生等に対する伝統的工芸品普及事業」
事務処理委託事業者の公募について（企画競争）

産地支援部

一般財団法人 伝統的工芸品産業振興協会（以下「協会」という）は、経済産業大臣から伝統的工芸品の指定を受けた伝統的工芸品の普及に向けて、「学生等に対する伝統的工芸品普及事業」を実施します。つきましては、本事業の事務処理業務を行っていただける事業者を以下により募集します。

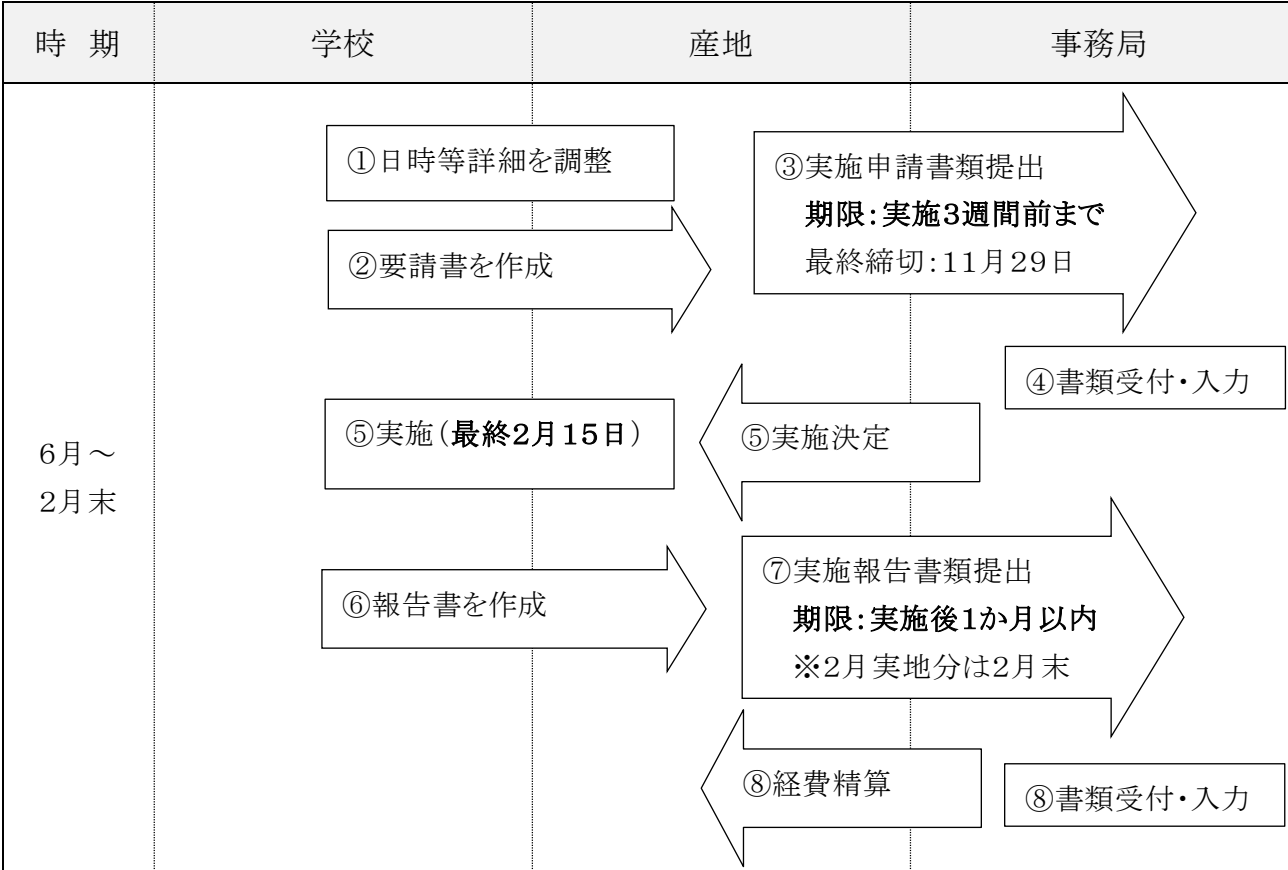
1. 目 的

児童・生徒・学生に対し、伝統的工芸品産地の従事者による講習会・製作体験を実施することで、暮らしの中での伝統的工芸品の使われ方や、各産地の特性や技術・技法、原材料について触れる機会を作る。こうした機会を通じて、日本の優れた手仕事の世界に興味関心を持ってもらうことを目指す。

2. 実施概要

内 容 伝統的工芸品産地従事者による、主に学校での講習会、製作体験指導。
申請団体 経済産業大臣指定伝統的工芸品の産地組合等（以下、産地）
（学校からの要請に基づき、実施回ごとに伝産協会へ申請）
受講対象 小学生、中学生、高校生、大学生、専門学校生
指 導 者 伝統工芸士の他、産地内で伝統的工芸品の製造等に従事している方
※前年度実施産地数は 1 0 9 産地、実施件数は 5 0 9 件。

年間の主な作業フロー



3. 業務内容

① 学校・産地提出書類の受付・記載内容確認

別紙実施要領に基づき、実施前と実施後に下記の要領で書類をデータ・郵送で受け付ける。

1) 実施申請時：

教育機関から要請があったものを実施対象とし、日程等の詳細について教育機関と実施産地の調整により検討して作成された産地様式1を受け付ける。

2) 実施報告時：

教育機関から学校様式1と2、実施産地から下記資料の提出を受け付ける。

- ・講師謝金・旅費、アルバイト賃金の領収書（産地様式3～5）
- ・実施報告（産地様式1）
- ・立替経費請求書（産地様式2）
- ・指導謝金に対する源泉税納付書の写し
- ・実施時の写真、参加者の感想

② 実施申請時、実施報告時それぞれにおける書類の修正事項連絡

上記の書類受付に際し、押印漏れや記入事項の齟齬など、修正箇所があれば都度産地へ連絡し、修正版と差し替える。書類作成に困難がある産地に対しては、適宜書類の作成補助をする。

③ 産地からの電話・メールによる問い合わせ対応

書類作成上の不明点や実施直前の変更がある場合、電話もしくはメールでの連絡を受け付ける。対応が難しい内容の場合には、迅速に協会の担当者へ共有する。

※当日の急な変更、業務時間外での問い合わせについては、協会職員が対応。

④ 産地ごとの実施状況、事業全体の進捗状況をデータベースとして一元管理し、協会の担当者へ都度共有

①で受け付けた書類の内容を元に事業の実施状況をデータベース化し、予算の使用状況や実施回ごとの情報を一元管理し、協会の担当者へ常に共有できる状態にしておき、事業終了時には成果物として報告書を納品する。

※見積りの際には、いずれも月曜日から金曜日までの平日週5日間、各日3時間を稼働時間とする。

4. 履行期間

契約締結日～令和8年3月

納期：2026年3月15日

5. 公募への参加条件

本事業を履行する能力を有していること。

6. 提出書類

本事業への応募に際しては、以下の各種資料を電子媒体にて下記の提出先までご提出ください。

- ①事業実施計画・施策の具体的な企画書
- ②業務体制表（外部へ再委託する業務が発生する場合はその旨を明記すること）
- ③過去の同類業務の実績がわかる資料
- ④会社概要
- ⑤見積書

7. 選定方法

協会内にて選考を行います。必要に応じ応募者からのプレゼンテーションを求める場合もありますので、予めご了承ください。

8. 諸注意

実施する事業内容等は、事前に協会の確認・承認が必要になります。具体的な事業の計画と実施は協議して決定するものとします。

9. 提出期限・提出方法

令和7年6月30日（月）17：00までに提出書類を添付し協会までE-mailにてお送りください。

提出先アドレス：shien@kougei.or.jp

10. 問い合わせ先

上記アドレスへE-mailにてお問い合わせください。

担当：一般財団法人 伝統的工芸品産業振興協会 産地支援部 河井・大西